

介護保険料～安心してサービス利用するために～

介護保険制度は、40歳以上のみなさんに納めていただく保険料と公費を財源に成り立っています。介護サービスを充実させることができるように、そして介護が必要となったときには、誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

65歳以上の方については、6月に平成19年度の保険料額を決定し、通知書を送付します。＜普通徴収＞の方については併せて納付書を送付します。

65歳以上の人の保険料 (平成18年度～平成20年度)

◎保険料の額

保険料段階	対象者	保険料率	保険料(年額)
第1段階	○老齢福祉年金の受給者で世帯全員が町民税非課税の人 ○生活保護の受給者	基準額×0.5	24,000円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.5	24,000円
第3段階	世帯全員が町民税非課税であって、第2段階以外の人	基準額×0.75	36,000円
第4段階	本人が町民税非課税(世帯内に町民税課税者がいる場合)	基準額	48,000円
第5段階	本人が町民税課税で前年の合計所得額が200万円未満の人	基準額×1.25	60,000円
第6段階	本人が町民税課税で前年の合計所得額が200万円以上の人	基準額×1.5	72,000円

基準額(月額) = 4,000円

※基準額とは、大山町の介護サービス総費用のうち19%分を大山町の65歳以上の人数で割った額です。

◎保険料の納め方

＜特別徴収＞年金が、年額18万円以上の人

年金の定期払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

＜普通徴収＞年金が、年額18万円未満の人

送付される納付書で、介護保険料を納めていただきます。

(口座振替もできます。)

納期は年4回で、納期限は、6月、8月、10月、1月末日です。

※大山町では、6月に4期分まとめて納付書を送付します。

(注) 年金額が年額18万円以上の人でも、年度途中で65歳になった人や、年度途中で他の市町村から転入した人なども＜普通徴収＞となり、納付書で納めていただくことになります。



40歳から64歳の人の保険料

40歳から64歳の人の保険料は、加入している医療保険の算定方法により決められます。医療保険料と一括して納めていただきます。(保険料を個別に納める必要はありません)

☆詳しくは、福祉保健課または各支所福祉課へお問い合わせください。

福祉保健課 ☎ 0859 - 54 - 5207

中山支所福祉課 ☎ 0858 - 58 - 6112

大山支所福祉課 ☎ 0859 - 53 - 3136

次回は8月号で「介護サービス」について掲載予定です。